都市公園内キッチンカー出店に関する要項
【令和８年１２月１日(火)～令和９年３月３１日(水)出店分】

１　事業目的

宇都宮市が管理する都市公園において，公園利用者の利便性の向上や公園の魅力向上につなげることを目的とし，キッチンカーの出店を実施するもの

２　募集概要

⑴　出店可能公園及び募集店舗数

・　別紙「対象公園一覧」参照

※　具体的な営業場所は，市が定めた公園管理上支障がない場所とする。

※　１事業者につき，１日１枠とする。

⑵　出店期間

令和８年１２月１日(火)～令和９年３月３１日(水)

※　上記期間のうち，出店希望日の中から市が認めた日に限る。

※　年末年始および公園内でイベント等が予定されている日は除く。

※　受付は先着順とする。

⑶　出店可能時間

午前１０時～午後５時

※　出店準備から退店撤去までの作業時間を含める。

⑷　占用料

・　１日あたり２２円/㎡

・　使用面積は１事業者当たり１０㎡まで（キッチンカーや資材等を含む）

※　１０㎡を超える場合は，別途算定する

※　出店に必要なすべての費用等は出店者の負担とする。

〈例：５日間，１０㎡使用で出店した場合〉

２２円×１０㎡×５日＝１，１００円

⑸　販売可能物品

食品衛生法の規定に基づく飲食物（酒類を除く）とする。

３　応募条件

申請者は代表者とし，次の要件をすべて満たす者とする。

※ 下記の条件は，出店に携わる方全員が満たしている必要があります。

・　市内に営業所又は住所がある個人，事業者

・　市内でキッチンカーの営業許可を有するもの

・　公園へのキッチンカー出店の趣旨を理解し，目的に沿ったサービスを提供できる者

・　生産物賠償責任保険（ＰＬ保険）等に加入している者
・　過去２年以内に，食品衛生法に基づく行政処分を受けていない者
・　保健所の指導に従い適切な衛生管理ができる者
・　市税に滞納のない者
・　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員等（暴力団員法第２条第６号に規定する暴力団員をいう）でない者
・　暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していない者
・　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者
・　公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又はその団体に属さない者
・　その他，市が指示する遵守事項を遵守できる者

※ 警察への身元照会を実施します。
※ 市税の滞納確認を実施し，滞納があった場合は出店不可とします。

４　出店にあたっての条件

⑴　出店関連

・　販売可能物品は，食品衛生法の規定に基づく飲食物（酒類を除く）とすること
・　販売する食材は，安全が認められている食材であること
・　販売価格は市場価格を基準とし，不当な価格で販売しないこと
・　営業に必要な電気や水等は，出店者で用意すること
・　火気を使用する場合，消火器を常備すること

⑵　市事業への協力

市が実施するアンケート（利用者の声や売り上げ等）に協力すること

⑶　ごみ処理等

・　ゴミ箱を設置するとともに，出店者の責任で回収すること
・　出店形態は公園の景観に配慮すること
・　販売終了後は設置したものを毎日全て撤去し原状を回復するとともに，公園内の美化に努めること

⑷　その他

・　雨天等により急きょ出店を中止する場合は，市に事前に連絡すること
・　不慮の事故，市民からの苦情等が生じた場合には，出店者がその責任において一切に対応すること
・　メニュー看板やのぼり旗等を設置する場合は，車両周辺の概ね１ｍ以内の常時管理可能な範囲とし，合計３点程度とすること

・　公園施設等を損傷した場合，市に速やかに連絡するとともに，出店者がその責任において速やかに原状回復をすること
・　公園内を車で走行する際は，5km/h 以下としハザードランプを点灯させること
・　公園内に車両を乗り入れる際，車止めを外した場合は速やかに元に戻すこと
・　公園内の芝生に車両を乗り入れないこと
・　車両移動時以外はエンジンを停止させること
・　エンジンと電気系統が連動している場合は，市に事前に相談すること
・　発電機を使用する場合は，静音仕様のものを使用する，養生を行うなど，稼働音への配慮を行うこと
・　営業中に BGM 等を流さないこと
・　公園利用者や近隣住民に影響を与える行為（園内を歩きながらのチラシの配布等）や拡声器を使用した呼び込み等は行わないこと
・　その他関係法令を遵守すること
・　本要領に定めのない事項については，事前に市に協議すること
・　当該公園でイベントや地域の行事が開催される場合には，出店不可とする。（イベントや地域行事が急きょ決定した場合，出店を取りやめていただくことがあります。）

※　天候不良等による日程振替の対応及び占用料の返還は致しかねますので，予め御了承ください。

５　出店の取消

次のいずれかに該当する者は出店許可を取り消すこととする。また，出店取り消しにより出店者が被る損害に対しては，市は一切責任を負わない。

・　応募条件に反する事実が判明した場合
・　販売した飲食物により利用者に事故（食中毒）が発生した場合
・　利用者とのトラブルが度々発生した場合
・　出店条件を厳守しない場合や，その他市が出店を不適当と判断した場合

６　応募方法

電子申請共通システムでの出店申込といたします。

⑴　必要書類

※　過去に出店実績のある場合であっても，一式ご提出ください。

①　身分証明書の写し（※出店に関わる方全員分）
②　営業許可書一式の写し
③　生産物賠償責任保険（ＰＬ保険）の証明書の写し

④　車検証の写し
⑤　出店形態がわかる写真（※ナンバープレートも写っているもの）
⑥　出店希望確認シート

⑵　申請期限

令和８年１１月１日（日）

※　締め切り後，審査を実施いたします。出店日の決定が直前になることがありますので予めご了承ください。

※　初出店の事業者につきましては，審査に時間がかかることがあります。その場合は，審査終了後から出店可能とします。

※　出店枠に空きがある場合，再募集を行う場合があります。

７　問合せ先・提出先

〒３２０－８５４０
宇都宮市旭１丁目１番５号
宇都宮市　建設部　公園管理課　管理グループ
電話　　：０２８－６３２－２５９５
ＦＡＸ　　：０２８－６３２－５４１８
メール　　：u55002200@city.utsunomiya.tochigi.jp